

千葉県老人センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第11号

千葉県老人センター管理規則を廃止する規則

千葉県老人センター管理規則（平成17年千葉県規則第69号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による廃止前の千葉県老人センター管理規則第8条の規定による令和2年度の事業報告書の提出については、なお従前の例による。